

**神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）****授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）  
住民税所得割非課税世帯及び課税世帯の一部が対象****1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯**

- (1) 生計維持者の方が神奈川県内に住所を有していること。
  - 神奈川県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。
- (2) 生計維持者全員の住民税所得割額の合計が以下のいずれかに該当すること。
  - ① 非課税である世帯
  - ② 105,500円未満である世帯（①を除く）
  - ③ 264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯（①・②を除く）住民税所得割額の確認は、令和7年度の課税証明書等で行います。  
※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。  
※ 「扶養する子等」とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族である者のうち、生計維持者と続柄が子の者又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもない者を指し、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等も含みます。
- (3) 対象の生徒が高等学校等専攻科に在籍していること。
  - 生徒とは、専攻科支援金の受給資格を有する生徒を指します。

**2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年12月15日（月）**

- 該当する世帯が非課税世帯の場合に限り、電子申請にて申請を受け付けます。詳細は申請マニュアル等をご確認ください。
- なお、電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- 生徒を複数名扶養している場合は、それぞれの生徒について申請が必要です。

**3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定（例）7月申請⇒9月末頃支給**

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

**4 申請書提出先**

令和7年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- 7月2日以降に退学・転学等している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。

## 5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します。

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。

※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等

- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。

## 6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります。 3ページの「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

世帯区分	給付額
住民税所得割非課税世帯	50,500円
住民税所得割額の合算額が105,500円未満の世帯 (非課税世帯を除く)	10,100円
住民税所得割額の合算額が264,500円未満であり 扶養する子等が3人以上いる世帯	10,100円

## 7 提出書類

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。  
不備があると支給が遅くなります。

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（非課税世帯の電子申請では不要。）
- ② **令和7年度**の都道府県住民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を確認できる資料として、次のア～ウのいずれか（生計維持者**全員分**の提出が必要）  
ア 令和7年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー  
イ 令和7年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー  
ウ 令和7年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー  
※「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当する場合、扶養親族の記載が省略されていない資料をご提出ください。
- ③ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）  
※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。
- ④ 扶養親族申告書  
※「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当する場合のみご提出ください。
- ⑤ 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等の出生の確認書類  
※「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当し、かつ、令和7年1月1日以降に新たに生まれた子等がいる場合のみご提出ください。

※非課税世帯で電子申請による申請を行う場合は、申請フォームへの入力と併せて、②・③の資料の画像データが必要になります。

# 高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和7年7月1日現在、生計維持者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

都道府県ごとに制度が異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。

令和7年7月1日現在、生徒は高等学校等専攻科に在籍していますか？

はい

いいえ

該当しません。

生計維持者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

はい

いいえ

生計維持者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は105,500円未満ですか？（非課税を除く。）

はい

いいえ

生計維持者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は105,500円以上264,500円未満ですか？

はい

いいえ

扶養する子等が3人以上いますか？

該当しません。

はい

いいえ

「非課税世帯」の給付額です。

国公立：50,500円  
私立：52,100円

「住民税所得割が105,500円未満の世帯」の給付額です。

国公立：10,100円  
私立：10,420円

「住民税所得割が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」の給付額です。

国公立：10,100円  
私立：10,420円

該当しません。